

令和 7 年 9 月 2 6 日

課 名：県土整備企画課
担 当：清水、金子
内 線：4 4 4 6
直 通：092-643-3645

指 名 停 止 措 置 状 況 書

指名停止措置の概要

- 1 指名停止措置建設業者：
- (1) 株式会社小財スチール 福岡市博多区博多駅南 6－2－2 0
- (2) 筑紫総合開発株式会社 那珂川市大字上梶原 1 0 0 8－1 1
- 2 指名停止の期間：令和 7 年 9 月 2 6 日～令和 7 年 1 0 月 9 日（2 週間）
- 3 事実概要：
- 田川県土整備事務所発注の「添田（2）地区地すべり対策横ボーリング工事」において、令和 7 年 7 月 7 日、安全管理措置が不適切であったことから工事関係者に負傷者を生じさせたため。
- 4 指名停止の理由：
- 上記の事実は、福岡県建設工事に係る建設業者の指名停止等措置要綱第 3 条別表その 1 第 7 号に該当する。
- したがって、本件については、指名停止（2 週間）とするものである。

【指名停止等措置要綱 別表その 1 第 7 号該当】

措 置 要 件	期 間
（安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故） 7 県発注工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせたと認められるとき。	当該認定をした日から 2 週間以上 4 ヶ月以内